

仕様書（結核定期健康診断 1ブロック）

1 業務名

令和7年度結核定期健康診断業務（1ブロック）（単価契約）

2 業務内容

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく、広島市立の小学校、中学校、高等学校、広島特別支援学校において行う結核定期健康診断に係る以下の臨床医学的検査業務

- (1) 一次検査（胸部エックス線デジタル撮影）
- (2) 精密検査（胸部エックス線デジタル撮影）

3 検査対象者

下表に掲げる児童生徒

校種 検査種別	校種			特別支援学校	
	小学校	中学校	高等学校	小学部・中学部	高等部
一次検査	なし	なし	1年生全員	なし	1年生全員
精密検査	学校における問診等により精密検査が必要と認められる者		一次検査の結果、精密検査が必要と認められる者	学校における問診等により精密検査が必要と認められる者	一次検査の結果、精密検査が必要と認められる者

4 実施予定者数

単位：人

校種別 検査種別	校種別					合計
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校		
一次検査	0	0	1203	84（高等部）		1287
精密検査	37	23	0	0		60

デジタルデータ作成予定人数（小・中・特別支援学校小・中学部）…60人 似島乗船数…1回

5 実施期間

検査は、契約締結の日から同年6月30日までの間に実施すること。ただし、この期間内に検査を受けることができなかつた者等がいる場合には、同年7月1日以降においても臨時に検査を実施することがある。

6 実施日程の決定

- (1) 学校の検査の実施日程は、受注者が学校と調整の上、決定すること。なお、実施日程の決定にあたっては、なるべく学校の希望を踏まえること。
- (2) 学校の検査の実施日程が決定したときは、速やかに発注者へ実施日程の一覧表を提出すること。

7 実施方法等（別紙「結核定期健康診断の実施フロー」参照）

(1) 実施にあたって

業務の実施にあたっては、結核定期健康診断が学校教育活動の一環であり、本件業務が児童生徒の健康に資する業務であることを十分認識し、適正に履行すること。

(2) 一次検査（胸部エックス線デジタル撮影）

ア 実施方法

胸部エックス線デジタル撮影は、十分な経験を有する放射線技師が行うこと。なお、撮影部位は胸部の疾病を発見するのに必要な最小範囲とし、腹部から骨盤部への不要な被ばくは避けること。

イ 読影及び判定

- (ア) 読影及び判定は、十分な経験を有する医師が行い、読影は胸部及び心臓について行うこと。
- (イ) 判定は、精密検査の必要性について行うこと。

(3) 精密検査(胸部エックス線デジタル撮影)

ア 実施方法

- (ア) 胸部エックス線デジタル撮影は、十分な経験を有する放射線技師が行うこと。なお、撮影部位は胸部の疾病を発見するのに必要な最小範囲とすること。
- (イ) 発注者が指示した場合において、喀痰検査（塗抹培養検査）を行うこと。
- (ウ) 受注者の責任において、小学校、中学校、広島特別支援学校小・中学部の児童生徒については、再生ソフトの入ったデジタルデータを作成すること。

イ 読影及び判定

- (ア) 読影及び判定は、高等学校及び特別支援学校高等部の生徒について行うこと。
- (イ) 読影及び判定は、十分な経験を有する医師が行い、読影は胸部及び心臓について行うこと。
- (ウ) 判定は、事後措置の必要性について行い、日本結核病学会の病型分類、活動性分類及び指導区分を付すこと。

ウ 小学校、中学校及び広島特別支援学校小・中学部の児童生徒のデジタルデータの取扱い
 小学校、中学校及び広島特別支援学校小・中学部の児童生徒の胸部エックス線デジタル撮影については、受注者においてデジタルデータを作成し、学校名、学年、男女の別、個人名及び撮影年月日がわかるようにデジタルデータに明記するとともに、撮影後、発注者へ速やかに送付すること。

エ 発注者において児童生徒の個別のデジタルデータが必要な場合は、受注者は速やかに、再生ソフトの入ったデジタルデータを作成し送付すること。

(4) 検査場所

ア 一次検査（胸部エックス線デジタル撮影）及び精密検査（胸部エックス線デジタル撮影）は、学校を受注者の検診車で巡回して実施すること。ただし、緊急の検査を要する場合や、同年7月1日以降に臨時に検査を実施する場合等、検診車の巡回によって実施することが困難と発注者が認めた場合は、受注者の施設において実施すること。

イ 検査日に検査を受けることができなかった者がいる場合には、学校と調整の上、近隣学校等において実施等の方法により検査を実施すること。

(5) 緊急報告

検査の結果、結核の感染が疑われる場合は、直ちに発注者へ電話等で報告しなければならない。

(6) 学校との連携等

ア 検査の実施にあたっては、検査日時、検査対象人数、検査の準備事項等について学校と十分連携を図り、円滑な結核定期健康診断の実施に努めるとともに、検査及び結果に関する問い合わせ等については、受注者が責任を持って対応すること。

イ 障害がある検査対象者がいる場合は、円滑な検査が実施できるよう、特に配慮すること。

8 結果通知等

以下の結果通知等をそれぞれの検査終了後10日以内に学校に送付すること。

(1) 一次検査（胸部エックス線デジタル撮影）

ア 個別結果通知

精密検査が必要と判定した高等学校の生徒については、生徒の保護者あての結果通知とする（医師の所見を記載すること。）。

イ 各学校長あての、検査を実施した者全員の検査結果の一覧

ウ 精密検査が必要と判定した者の病変の位置を示すものを記載した一覧

(2) 精密検査（胸部エックス線デジタル撮影）

高等学校及び特別支援学校の高等部の生徒

ア 検査を実施した者全員の保護者又は本人あての結果通知（医師の所見と指導区分を記載すること。）

イ 各学校長あての、検査を実施した者全員の検査結果の一覧（結核病学会病型分類、活動性分

類及び指導区分を記載すること。)

9 精度管理

受注者は、正確な検査を行うため、検査施設及び検査機器の点検整備を定期的に行うこと。また、研修等の実施により、検査技術の向上に努めること。

10 実施報告書等

(1) 実施報告書

ア 受注者は、それぞれの検査終了後、すみやかに発注者の定める実施報告書又はこれと同内容の実施報告書を2部作成し、学校長あてに送付すること。

イ 実施報告書については、実施報告書を学校長へ送付した日を検査終了年月日とすること。

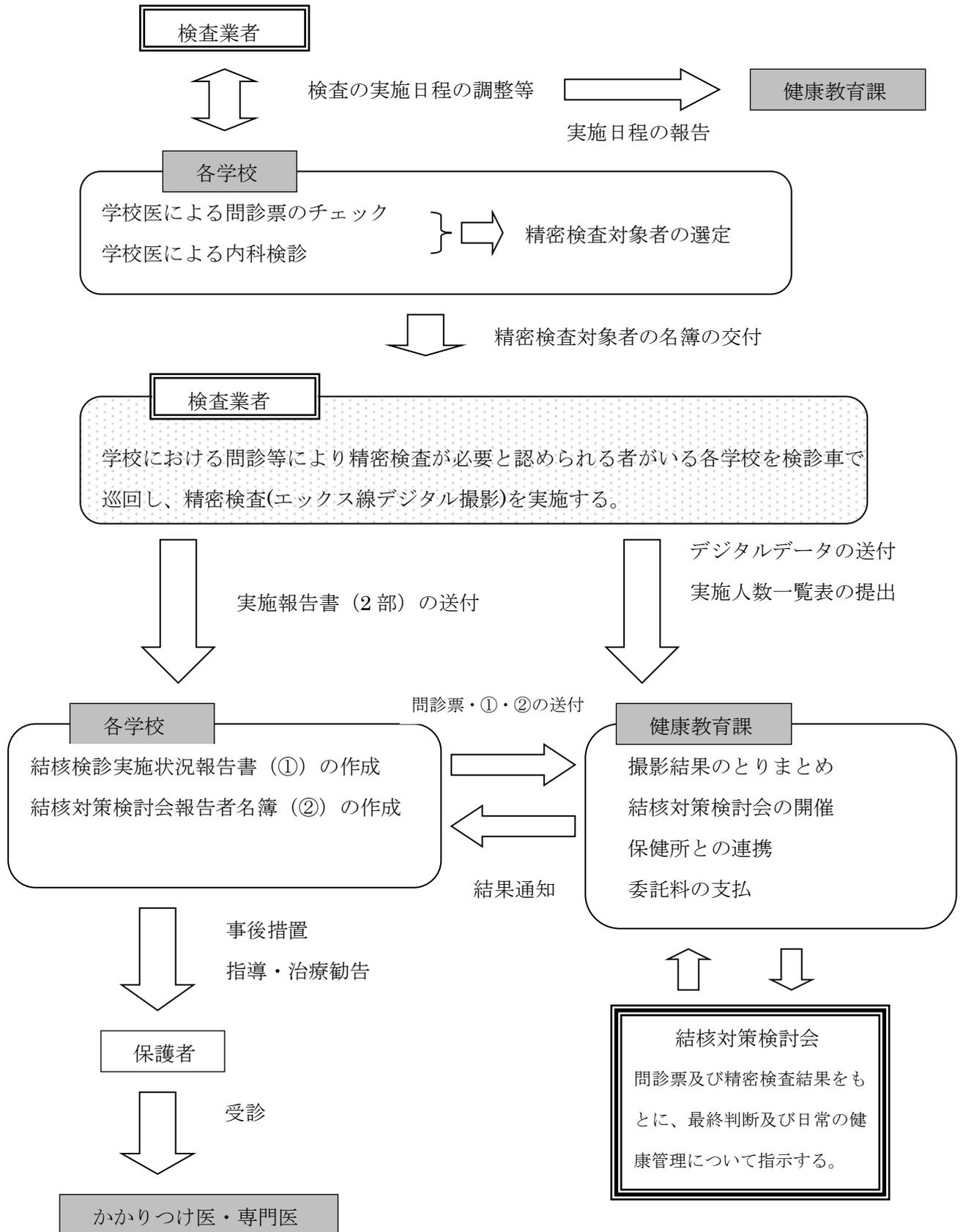
(2) 実施人数等一覧表

受注者は、学校ごとの検査項目及び実施人数等を記載した「実施人数等一覧表」を、同年4月から8月までの実施分を9月に、9月から11月までの実施分を12月に、12月から翌年2月までの実施分を翌年3月に発注者に提出すること。

11 その他

上記に記載のない事項については、発注者・受注者の協議により決定する。

結核定期健康診断の実施フロー（小学校、中学校及び広島特別支援学校小・中学部の児童生徒）



結核定健康診断の実施フロー（高等学校及び広島特別支援学校高等部の生徒）

